



北谷町美浜駐車場管理運営事業受益者分担に関する条例（平成12年北谷町条例第1号）
第4条の規定に基づき、令和8年度に分担金を賦課する区域は次のとおりとする。

令和8年4月 1 日

北谷町長 渡久地 政志

1 分担金を賦課する区域

北谷町字美浜8番地1から8番地7まで、8番地10から8番地12まで、9番地1
から9番地4まで、9番地7、9番地8、9番地12、9番地14、9番地15、9番地
17から9番地22まで、9番地28、9番地36、9番地38、9番地39、9番地4
6、9番地48、9番地49及び15番地67から15番地70まで

2 位置図

別紙1

令和 8 年度 賦課対象区域図



【黄色線＝受益者分担金賦課対象区域】

【青色線＝美浜地区地区計画区域】